

保育所等施設整備・運営事業者
募集要項

川西市 こども政策課

令和5年8月

保育所等施設整備・運営事業者 募集要項

川西市では、令和4年度に国基準の待機児童はゼロになったものの、依然として国基準外の待機児童（入所保留者）は増加傾向にあります（※）。

今回、潜在的な保育ニーズを含め、国基準外の待機児童解消を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、「川西市子ども・若者未来計画」に基づき、保育所または幼保連携型認定こども園を整備・運営する事業者を募集します。

1 募集概要

施設	保育所または幼保連携型認定こども園 ※本件募集における「施設整備」については、国交付要綱上の「新設（創設）」とする
対象	保育所…2・3号認定を受けた就学前児童 幼保連携型認定こども園…1・2・3号認定を受けた就学前児童
定員	2・3号認定の定員として、概ね40～120人程度まで（0歳児の定員設定は任意） ※幼保連携型認定こども園の1号認定定員は、市全体の1号認定定員が充足していることを鑑み、必要最小限の設定とすること
募集施設数	1～2施設
区域	市内全域
開園時期	令和7年4月1日
開園時間	1日11時間（午前7時～午後6時）
閉園可能日	年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）及び日曜日・祝日
実施を要する子ども・子育て支援事業等	・延長保育事業（午後7時までの実施は必須とし、午後8時までの実施は任意とする。） ※一時預かり事業や休日保育事業、その他事業は任意提案とする。
連携施設	地域型保育事業所の連携施設になり、保育内容支援や代替保育の提供などを行うことが望ましい。

（※）国基準外の待機児童数（入所保留者）の内訳（中学校区別・年齢別）

R5.4.1	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
川西南	3	30	4	9	0	1	47
川西	1	33	5	2	0	0	41
多田	0	8	2	1	0	0	11
清和台	0	0	1	1	0	0	2
明峰	0	5	0	1	1	0	7
緑台	0	5	1	1	1	0	8
東谷	0	6	5	8	1	2	22
合計	4	87	18	23	3	3	138

・中学校区毎の住所等の詳細は、以下の市ホームページより確認してください

https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/1017448/1000803/kouku_ichiran.html

2 事業者の応募資格等

(1) 次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- ①児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第39条第1項に規定する「保育所」、または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日法律第77号）第2条第7項に規定する「幼保連携型認定こども園」の認可・確認を受ける意思のある事業者であること。
- ②社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等の法人格を有すること。
※幼保連携型認定こども園の場合、社会福祉法人または学校法人のみ
- ③事業を実施するための必要な経済的基礎として、施設設置に要する資金の他、運営費の概ね1か月以上に相当する資金を普通預金等により保有していること。
- ④幼児教育・児童福祉に対する高い理念を持ち、川西市の幼児教育・児童福祉を理解し、川西市の関連施策にも積極的に協力すること。
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条1号から3号までのいずれにも該当しない者であること。
- ⑦民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑧会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑨国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑩国、都道府県又は市町村が実施する法人又は施設の指導監査等において、重大な指摘を受けたことがないこと。ただし、重大な指摘を受けたことがあるが、既にその改善がなされている場合はこの限りではない。
- ⑪各種関係法令を遵守すること。

(2) 応募者が次の要件に該当する場合は、選定の対象から除外する。

- ①募集要項に定める応募資格や条件に反する内容で応募した場合。
- ②申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対し不当な要求を行った場合。
- ③申請書類に虚偽の記載があった場合。
- ④その他不正な行為があった場合。

3 施設を整備する用地に関する条件

(1) 交通安全の確保

施設利用者及び地域住民の交通安全を確保できるよう、可能な安全確保策を講じること。

(2) 騒音等への配慮

近隣住民への騒音等を極力低減できるよう十分に配慮した施設とすること。

※地域とのトラブルを未然に防止するために、大阪府が平成29年1月に発行した「子ども施設と地域の共生に向けてー子ども施設環境配慮手引書ー」を参考にするなど、状況に応じた対応を行うこと。

4 保育所または幼保連携型認定こども園の設置及び運営等に関すること

(1) 保育所または幼保連携型認定こども園の設置・認可等に関すること

- ①関係法令を遵守し、幼保連携型認定こども園、または保育所として兵庫県の認可を受けること。
- ②川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準等に関する条例（平成26年川西市条例第16号）を遵守し、特定教育・保育施設としての確認を受けること。
- ③消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、その他関係法令を遵守すること。
- ④建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されている建物であること。なお、検査済証の交付が確認できない場合は、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づき、指定確認検査機関等にて法適合状況調査を行い、建築基準法に適合したものであることを示す書類を提出すること。
- ⑤現行の建築基準法上における耐震基準を満たしており、耐震上問題がないこと。なお、昭和56年5月31日以前に建築された建物の場合は、耐震調査を実施しており、耐震上問題がないことを証明する書類を提出すること。
- ⑥開園時期は令和7年4月1日とすること。

(2) 施設の設置にあたっての必要事項

- ①延長保育事業、一時預かり事業、休日保育事業の実施にあたっては、必要な施設・備品等を設けること。
- ②同一施設内で事業を複合的に行う場合は、法令等で認められている場合を除いて、原則、認定こども園または保育所とその他の事業を行う場所とを明確に区分けすること。
- ③地震時の大型家具等転倒防止措置を講じるなどの安全確保の配慮をすること。
- ④防犯上の観点より、兵庫県警へのホットライン通報装置の設置を行うこと。
- ⑤自動体外式除細動器（AED）を設置すること。
- ⑥保護者が利用できる送迎用駐車スペースを2・3号定員の一割程度確保すること（整備用地の立地等により確保が難しい場合は、施設整備計画書（様式4）に理由を付記すること）。また、必要な駐輪スペースを用意すること。
- ⑦周辺の環境等と調和する外観とすること。
- ⑧川西市開発行為等指導要綱に基づく協議を行うこと。
- ⑨この他、施設の設置にあたっては、防災面・安全面に配慮するとともに、建築基準法、消防法等の関係法令を遵守すること。

(3) 保育所または幼保連携型認定こども園の運営に関する基本事項

①利用定員

- ・概ね40～120 人程度まで（0歳児の定員設定は任意）

※保育所…2・3 号認定を受けた就学前児童

幼保連携型認定こども園…1・2・3 号認定を受けた就学前児童

※幼保連携型認定こども園の1号認定定員は、市全体の1号認定定員が充足していることを鑑み、必要最小限の設定とすること

- ・年齢別の利用定員は、進級ができるよう設定すること。

②0歳児の定員設定は任意とする。

③通常保育は原則午前7時から午後6時までの11時間とすること。

④年未年始（12月29日から翌年1月3日）、日曜日及び祝日以外は開園することを基本とすること。

⑤市があらかじめ認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。ただし、日用品、文房具など保育に必要な物品の購入や行事に参加する費用等の徴収については、保護者に説明し、同意を得て行うこと。

⑥同一施設内で他の事業を複合的に行う場合、教育・保育に直接従事する職員は、法令等で認められている場合を除いて、他の事業の職員を兼ねることができない。

(4) 教育・保育内容等について

①基本的事項

- ・児童福祉法に規定する児童福祉の理念を前提として事業運営を行うこと。地域の子育て家庭への支援事業を積極的に実施すること。
- ・教育・保育の実施にあたっては、保育所保育指針または幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づくこと。
- ・川西市の教育・保育行政を十分に理解し、市の事業に積極的に協力するとともに、関係法令等を遵守し、市の指導に従うこと。
- ・保護者の意向に十分配慮し、円滑な施設運営を行うこと。
- ・児童、保護者、地域等との信頼関係の維持、向上に努めること。

②給食、保健、衛生、安全管理に関すること

- ・保育所における食事の提供ガイドラインに基づき、食事の提供を行うこと。また、離乳食やアレルギー食等、配慮を要する児童の対応食等、個々に配慮した食事を提供すること。
- ・食事の提供は完全給食とし、原則、施設内において調理する方法（自園調理）によること。
- ・調理施設、設備をはじめ、施設の衛生管理や児童、職員の健康管理を徹底すること。
- ・健康増進法第20条の規定に基づき、特定給食施設の届出をすること。
- ・児童に対し、健診・検査等を実施すること。
- ・必要な医薬品や医療品を常備し、医療機関との連携を図ること。
- ・防犯対策など、児童の安全対策を講じること。
- ・消火訓練及び避難訓練を少なくとも月に1回は実施すること。
- ・教育・保育における児童の事故等に備えて損害賠償保険に加入すること。

③会計・運用財産に関すること

- ・会計は、その他の事業の会計と区分すること。
- ・運用財産として、十分な現金または預金を有していること。

④教育・保育の質の向上に関すること

- ・小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育内容の工夫を図り、小学校との連携を積極的に推進すること。
- ・市立保育所に準じた苦情解決制度を備えること。
- ・市が実施する職員研修に参加するほか、独自の職員研修を行うなど、職員の資質の向上に積極的に取り組むこと。

⑤その他

- ・地域型保育事業所の連携施設（相談・助言や代替保育など保育内容の支援、卒園に伴う3歳以降の受け皿）となるよう努めること。
- ・運営状況や事業者の経営状況などの情報の公開に努めること。
- ・開園の後、市が行う教育・保育内容、経営状況に関する調査に協力すること。
- ・別紙提出書類一覧に記載のもののほか、教育・保育サービスの内容、地域交流、安全・衛生対策、職員採用、人事管理等について別途提案があれば、提出書類に添付すること。

(5) 実施を希望する子ども・子育て支援事業等について

①延長保育事業

「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第10号）に基づき、午後7時までの延長保育事業を実施すること（午後8時までの延長保育事業の実施は任意とする）。

②一時預かり事業や休日保育事業など

一時預かり事業や休日保育事業などの実施については任意とする。実施する際は、「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日27文科初第238号 雇児発0717第11号）や「川西市休日保育事業実施要綱」に基づいて実施をすること。

5 開設経費及び運営経費にかかる補助

(1) 幼保連携型認定こども園または保育所の施設整備に対する補助金

本募集要項に基づく保育所または幼保連携型認定こども園の整備に要した費用について、「就学前教育・保育施設整備交付金」に基づく補助金が支給されるときは、事業者の申請により国の交付額と市負担分を合算した金額を市補助金（対象となる事業費の範囲内に限る）として、選定事業者の応募書類に記載の見積額を上限に、予算の範囲内で交付する。なお、施設（建物）が自己所有ではなく、賃貸物件の場合は国の交付金の対象外となるため注意すること。

国の交付金が交付されない場合は、上記の市負担分に相当する金額を市補助金として、予算の範囲内で交付する。また、本件募集における「施設整備」については、国交付要綱上の「新設（創設）」とする。

※補助金を受けない場合、要件を満たした上で施設型給付費における「減価償却費加算」を受けることができる。

※「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」を参考にすること。なお、幼保連携型認定こども園の場合は交付金

の対象になる費用は、教育部分と保育部分で区分する必要があることについて留意すること。

※消費税額分も補助の対象となる。

※定員の設定及び総事業費により補助金額は異なる。

※本補助金については、「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律」及び「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成20年4月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」など、補助金に関する法令・通知を適用または準用するので、法令・通知に定める要件に該当する場合、補助金の返還等が必要となる。

(2) 施設整備に係る留意点

- ①設計及び施工にあたっては、「3 施設を整備する用地に関する条件」を参照し、事業者自らが近隣住民等に説明し理解を得て、十分な安全確保・騒音対策等を図ること。
- ②施工業者の決定にあたっては、市契約規則に定める方法に準じて実施すること。ただし、施設の整備補助を受けない場合はこの限りでない。

(3) 運営に要する費用の補助等について

①保育所または幼保連携型認定こども園の教育・保育に要した費用

県による認可及び市による確認を受けた事業者は、保育所または幼保連携型認定こども園の運営に必要な経費として施設型給付費を受給することができる。なお、休日保育は、年間延べ利用数の規模に応じ、施設型給付費に加算されることとなる。

※内閣府ホームページで、公定価格の試算ソフトが公開されている。試算ソフトで試算する際、入力項目で(1)事業所在地の地域区分を選択する場合、川西市は10/100 地域。

②延長保育事業・一時預かりに対する補助

子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づく補助を、予算の範囲内で実施する。

※運営費に関する補助金は、別添資料「令和5年度 保育所及び幼保連携型認定こども園補助金一覧」を参照すること

6 応募方法等

(1) 募集要項等の配付

募集要項及び申請書等の提出書類様式は、市ホームページよりダウンロードすること。

(2) 事前相談及び質問受付

①事前相談

令和5年9月8日（金）まで、随時事前相談を受け付けます。（予約制）

事前相談を希望する前日までに必ず電話で予約をしていただき、相談内容、人数、日時等を伝えてください。なお、相談内容によっては市から事業者へ内容を確認をする場合もありますので、設計会社やコンサルタント会社の方のみでの来庁はご遠慮ください。市担当者の業務状況等により、希望の日時に対応できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

募集要項の内容に関する質問など事業全体に係る事前相談の内容については、応募事業者間での公平性・透明性を確保するために、公表する場合があります。

②質問

【期間】令和5年9月8日（金）午後5時まで

【方法】募集要項等について質問があれば、別添の質問書を、電子メールにて担当課まで提出すること。
令和5年9月15日（金）頃に市ホームページ上で回答を公表する。

(3) エントリーシートの受付

応募を予定する事業者は、あらかじめエントリーシートを提出すること。**本エントリーを行わなかった場合、正式に応募することは出来ません。**また、エントリーシートを提出した場合であって、(4)に定める提出書類を提出しなかった場合は、本エントリーを取り下げたものとみなします。

【期間】令和5年9月25日（月）～9月29日（金）

午前9時から午後5時（ただし、土・日・祝日は除く。）

【方法】別添のエントリーシートを、電子メールにて提出すること。

(4) 提出書類の受付

【期間】令和5年10月16日（月）～10月31日（火）

午前9時から午後5時（ただし、土・日・祝日は除く。）

【方法】あらかじめ日時を連絡のうえ、担当課に持参すること。郵送は不可。

※上記日時以外は受付不可。

(5) 提出書類

別紙「提出書類一覧」のとおり

(6) 提出部数

正本（1部）、副本（9部）の合計10部と電子媒体（指定様式のPDFデータ）CD-ROM 1枚提出すること。

(7) 注意事項

- ①申込書その他の提出書類は、A4 サイズに統一し、ページ番号を付記のうえ資料番号ごとにインデックスを付けること。（決算書等の文字が小さい場合は、A3 サイズを折り込むなど、見やすい大きさで提出すること。）
- ②受付期間を過ぎたものは受理しない。
- ③提出された書類等は返却しない。
- ④応募のために生じる一切の費用については申込者の負担とする。
- ⑤必要に応じて、別途資料を請求する場合がある。
- ⑥提出書類について情報公開請求があった場合は、「川西市情報公開条例」等関連規程に基づき公開することがある。
- ⑦書類の提出後に、応募を辞退する場合は、必ず書面（様式自由）により、担当課へ届け出ること。

7 審査の方法等

(1) 審査体制

市が設置する「川西市民間保育施設等整備・運営事業者に係る公募型プロポーザル審査委員会」において審査を行う。

(2) プレゼンテーションの実施

財務状況、保育目標・内容、利用者の利便性、国基準外の待機児童解消などに向けた取り組み等について、上記(1)の審査委員会の構成員に対して、理事長及び施設長予定者等からのプレゼンテーションを実施し、理事長及び施設長予定者等に対し、ヒアリングを行う。

なお、プレゼンテーションの実施日時等は、市から対象事業者へ別途通知する。

(3) 審査項目

以下の審査項目と配点に基づいて選定を行う。

なお、選定には基準点を設定する。基準は6割とし、総得点が基準点に満たない場合は、選定しない。

審査項目	配点	審査事項	
事業者に関する事	40	5	運営実績
		10	財務状況
		10	資金計画及び長期的な運営の安定性
		10	人材確保及び人材育成
		5	自己評価・外部評価、苦情処理体制など
施設整備に関する事	45	20	国基準外の待機児童解消などに向けた取り組み (2号認定及び3号認定の定員設定など)
		10	利用者の利便性(駐車場及び駐輪場の確保など)
		10	施設設備について(保育室、遊戯室、屋外遊戯場の広さなど)
		5	地域との連携、周辺環境への配慮など (地域活動への参加、地域との関係性構築など)
施設運営に関する事	80	15	保育目標・内容について (開所時間、乳児保育(生後57日目から)、延長保育など)
		10	小学校との連携・交流について
		10	給食の提供について(提供方法、アレルギー対応、食育など)
		10	職員配置体制
		15	特別な支援が必要な子どもの受け入れについて
		10	連携施設について
		10	事故防止・衛生管理等の安全対策
合計	165		

※審査項目と配点等については、審査委員会の判断等により変更する可能性があります

(4) 選定結果の通知

- ①選定結果はすべての応募事業者に文書で通知するほか、市ホームページで公表する。電話等による問合せには応じない。
- ②選定結果に対する異議申し立てはできない。
- ③審査の結果、実施事業者の該当なしとする場合がある。

8 開園までのスケジュール

令和5年11月末(予定)	事業者決定
令和5年12月～令和7年3月	施設整備等開設準備・認可手続
令和7年4月	開設(事業開始)

9 その他

- (1) 選定結果は、施設整備等の補助金の交付を確約するものではない。また、本市予算については、その整備費により本年度予算を超える場合にあっては、市議会の議決を必要とすることがある。これらの条件が整わない場合、補助金が交付できない場合がある。この場合は、選定された事業者と市が協議のうえ、事業の実施について決定することとする。
- (2) 選定された事業者が辞退等により実施不可能となった場合、または施設設置にあたって市との協議が整わない場合、その他施設を設置し難い特別の事情が生じたと市が判断したときは、この募集要項による施設の設置は行わないこととする。
- (3) 市は選定事業者において、本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、またはその他の事情により、適切な事業の実施が困難と認めるときは、選定事業者の決定を取り消すことができるものとする。この場合においても事業者はすでに要した費用の弁済を求めることはできない。

【担当】川西市 こども未来部 こども政策課 中村、窪田

〒666-8501 川西市中央町12-1 川西市役所本庁舎3階8番

電話 072-740-1246 FAX 072-740-1339 E-mail kawa0215@city.kawanishi.lg.jp